

日医発第72号(保18)

平成18年4月21日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

唐澤祥人

医療機関の窓口における高齢者の一部負担金の取扱いについて

平成18年4月の診療報酬点数表の改定により、老人診療報酬点数表が廃止されたことに伴い「寝たきり老人在宅総合診療料」が廃止されました。従前、高齢者（老人保健制度加入者又は70歳～74歳）のうち、「寝たきり老人在宅総合診療料」を算定している場合、窓口の一部負担金は上限額までを徴収し、上限額を超える金額は窓口で徴収しておりませんでした。

今回の改定において、寝たきり老人在宅総合診療料に代わる「在宅時医学総合管理料」が新設されました。この場合も窓口負担は従来寝たきり老人在宅総合診療料と同様の取扱いとなりますので、ご連絡申し上げます。

なお、入院に関しては従前どおり変更はありません。

記

1. C 0 0 2 在宅時医学総合管理料、C 0 0 3 在宅末期医療総合診療料を算定している場合、高齢者（老人保健制度加入者又は70歳～74歳）の方の同一医療機関における1カ月の窓口負担上限額

C 0 0 2 在宅時医学総合管理料、C 0 0 3 在宅末期医療総合診療料を算定している場合の窓口負担上限額	
①一般の方	12,000円
②市町村民税非課税の世帯に属する方等	8,000円
③市町村民税非課税の世帯に属する方等のうち、所得が一定の基準に満たない方等	
④一定以上の所得の方	40,200円

※入院は従来どおり

(添付資料)

1. 官報第4310号(平18.4.4)抜粋

[官報内容]

- ①老人保健法施行令第16条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(厚生労働省告示第324号)
- ②健康保険法施行令第43条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(厚生労働省告示第325号)
- ③船員保険法施行令第11条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(厚生労働省告示第326号)
- ④国民健康保険法施行令第29条の4第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(厚生労働省告示第327号)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○日本国に帰化を許可する件
(法務一七九)

○実演及びレコードに関する世界的
所有権機関条約へのアゼルバイジャ
ン共和国及びベナン共和国の加入に
関する件(外務一八〇)

○著作権に関する世界的所有権機関
条約へのアゼルバイジャン共和国及
びベナン共和国の加入に関する件
(同一八一)

○マラウイ共和国政府に対する贈与に
関する日本国政府とマラウイ共和国
政府との間の書簡の交換に関する件
(同一八二)

○老人保健法施行令第十六条第一項第
二号の規定に基づき厚生労働大臣が
定める療養の一部を改正する件
(厚生労働三二四)

○健康保険法施行令第四十三条第一項
第二号の規定に基づき厚生労働大臣
が定める療養の一部を改正する件
(同三二五)

○船員保険法施行令第十一条第一項第
二号の規定に基づき厚生労働大臣の
定める療養の一部を改正する件
(同三二六)

○国民健康保険法施行令第二十九条の
四第一項第二号の規定に基づき厚生
労働大臣が定める療養の一部を改正
する件(同三二七)

○平成十八年産の秋植えばれいしょ、
大豆、小豆、いんげん、てん菜及び
ホップに適用する単位当たり共済金
額の範囲等を定める件
(農林水産五三三)

○保安林の指定をする件(同五三四)

○保安林の指定を解除する件
(同五三五)

○小型特殊自動車の型式を変更する旨
届出があった件
(国土交通四七四、四七五)

○指定自動車の指定製作者等の住所を
変更した件(同四七六)

○検査対象外軽自動車等の製作者等の
氏名又は名称及び住所を変更する旨
届出があった件(同四七七)

○原動機付自転車の型式を認定した件
(同四七八、四七九)

○検査対象外軽自動車の型式を認定し
た件(同四八〇)

○小型特殊自動車の型式を認定した件
(同四八一〜四九一)

○自動車の型式を指定した件
(同四九二〜五〇六)

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定
に基づき、型式承認をした件
(同五〇七)

○黒部川水系に係る指定区間外の一級
河川に関する件
(北陸地方整備局八五)

○道路に関する件
(近畿地方整備局八六)

[国会事項]

[人事異動]

内閣 内閣法制局 内閣府 警察庁
金融庁 財務省 会計検査院

[皇室事項]

[官庁報告]

官庁事項

北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)

法 務

再審による無罪判決の公示
(豊橋簡易裁判所)

労 働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

最低賃金の決定及び廃止決定に関する
公示(鳥取労働局最低賃金公示一)

[資 料]

閣議決定等事項

[公 告]

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、建設業の
許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更・解散・清算人就
任・清算終了・清算人退任関係
会社その他

住所 東京都港区西船場1丁目15番3-507号
期明 昭和54年2月15日 生
住所 東京都港区大久保1丁目15番15-802号
茶屋敷 昭和三十九年8月13日 生
細瀬大 平成二十二年4月3日 生
細瀬二 平成二十二年1月2日 生

○外務省告示第百八十号
アゼルバイジャン共和国政府及びベナン共和国政府は、平成十八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」の加入書を、それぞれ、平成十八年一月十一日及び同年一月十六日に世界的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十八年四月十一日にアゼルバイジャン共和国について、また、同年四月十六日にベナン共和国について、それぞれ効力を生ずる。

○外務省告示第百八十一号
アゼルバイジャン共和国政府及びベナン共和国政府は、平成十八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界的所有権機関条約」の加入書を、それぞれ、平成十八年一月十一日及び同年一月十六日に世界的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十八年四月十一日にアゼルバイジャン共和国について、また、平成十八年四月十六日にベナン共和国について、それぞれ効力を生ずる。

○外務省告示第百八十二号
平成十八年三月十七日に東京で、マラウイ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。
1 援助の目的及び内容 マラウイの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むマラウイの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2 贈与額 六億円
3 署名者
日本 側 宮下正明在マラウイ大使
マラウイ側 デビス・カツオンガ外務大臣
平成十八年四月四日
外務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省告示第百二十四号
老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)第十六条第一項第二号の規定に基づき、老人保健法施行令第十六条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第百八十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年四月四日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号。以下「老人算定基準」という。)別表第一第二号第2部1に掲げる寝たきり老人在宅総合診療科」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一第二号第2部第1節区分C002に掲げる在宅時医学総合管理科」に改め、第二号中「老人算定基準別表第一第二号第2部の注により読み替えられた健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)別表第一第二号第2部区分C003」を「診療報酬の算定方法別表第一第二号第2部第1節区分C003」に改める。

○厚生労働省告示第百二十五号
健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三条第一項第二号の規定に基づき、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第百九十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年四月四日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法」に改め、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一第二号第2部第1節区分C002に掲げる在宅時医学総合管理科が算定されるべき療養
○厚生労働省告示第百二十六号
船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十一条第二号の規定に基づき、船員保険法施行令第十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第百九十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年四月四日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法」に改め、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一第二号第2部第1節区分C002に掲げる在宅時医学総合管理科が算定されるべき療養
○厚生労働省告示第百二十七号
国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年四月四日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法」に改め、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一第二号第2部第1節区分C002に掲げる在宅時医学総合管理科が算定されるべき療養

○農林水産省告示第百三十三号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成十八年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びホップに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。
平成十八年四月四日
農林水産大臣 中川 昭一

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係道府県庁に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第百三十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成十八年四月四日
農林水産大臣 中川 昭一

一 保安林の所在場所 島根県鹿足郡吉賀町朝倉二〇三四、二〇三七、二〇四六、二〇四七、二〇五〇
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定地業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百三十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成十八年四月四日
農林水産大臣 中川 昭一

一 解除に係る保安林の所在場所 宮城県亶理郡山元町山寺字浜野一(国有林。次の図に示す部分に限る)。
二 保安林として指定された目的 潮害の防備
三 解除の理由 用排水路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を宮城県庁及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。